

令和3年度 第7回 青森地方最低賃金審議会

日 時：令和4年3月14日(月) 10:00

場 所：青森合同庁舎 4階共用会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 局長挨拶
- 3 議題
 - (1) 令和4年度青森県特定(産業別)最低賃金改正申出の意向表明について
 - (2) 令和3年度青森地方最低賃金審議会等開催状況報告について
 - (3) その他
- 4 閉会

資 料 目 次

1	2022年度産業別最低賃金の改正の意向表明について	1
2	青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の要件等	5
3	令和3年度青森地方最低賃金審議会会議別開催状況	9
4	最低賃金決定額の年度別推移（青森県）	10
5	特定（産業別）最低賃金決定額の年度別推移（東北地方）	11
6	青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率と監督指導結果の状況	14
7	令和3年度最低賃金改正に係る周知広報の実施状況	15

2022年 2月 16日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森県八戸市河原木遠山新田5-2
(団 体 名) 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部
(代表者職氏名) 執行委員長 鈴木 久雄

2022年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、日本基幹産業労働組合連合会青森県本部は、2022年度青森県鉄鋼業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い致します。

記

1. 申し出者

日本基幹産業労働組合連合会青森県本部 委員長 鈴木 久雄

2. 産業別最低賃金の件名

青森県鉄鋼業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることをもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2022年7月末日



以 上

2022年 2月 16日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森県三沢市南町3丁目31-2776
(団 体 名) 電機連合青森地域協議会
(代表者職氏名) 議 長 小 川 辰 也

2022年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、電機連合青森地域協議会は、2022年度青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い致します。

記

1. 申し出者

電機連合青森地域協議会 議長 小 川 辰 也

2. 産業別最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

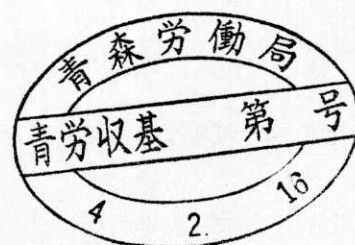
3. 申し出の理由

同種産業における公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1の合意をもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2022年7月末日

以 上



2022年 2月 16日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森市中央1丁目1-21
青森日商連中央ビル内
(団 体 名) UAゼンセン青森県支部
(代表者職氏名) 支部長 保田 武利

2022年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、UAゼンセン青森県支部は、2022年度青森県各種商品小売業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い致します。

記

1. 申し出者

UAゼンセン青森県支部 支部長 保田 武利

2. 産業別最低賃金の件名

青森県各種商品小売業最低賃金

3. 申し出の理由

同種産業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることをもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2022年7月末日



以 上

2022年 2月 16日

青森労働局長 殿

(住 所) 青森県青森市新田3丁目6-4

(団 体 名) 全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会

(代表者職氏名) 議 長 斉 藤 隆 太

2022年度産業別最低賃金の改正の意向表明について

余寒の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、自動車総連青森地方協議会は、2022年度青森県自動車小売業最低賃金の改正の決定について、以下の通り意向表明を致しますので、よろしくお願い致します。

記

1. 申し出者

全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会 議長 斉 藤 隆 太

2. 産業別最低賃金の件名

青森県自動車小売業最低賃金

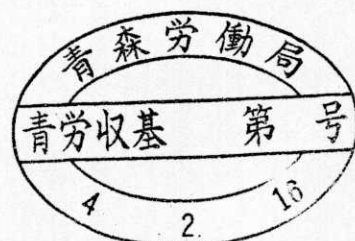
3. 申し出の理由

同種産業における公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1の合意をもって、改正の決定を求めるものである。

4. 申し出の時期

2022年7月末日

以 上



青森県特定（産業別）最低賃金改正申出の要件等

産業名	適用事業場数	申出要件（人） (概ね 1/3)	現在の最低賃金 (時間額 円)
	適用労働者数(人)		
鉄鋼業 (E22)	2 9	4 5 1	9 2 9
	1, 3 5 3		
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業 (E28・29・30)	1 3 9	2, 4 5 3	8 5 9
	7, 3 5 9		
各種商品小売業 (I56)	2 2	7 5 3	8 5 2
	2, 2 5 9		
自動車小売業 (I591)	6 5 6	1, 6 3 8	8 9 0
	4, 9 1 3		

※ 現在の産業別最低賃金の改正発効は、いずれも、令和3年12月21日である。

※ 適用事業場数、適用労働者数は、令和3年12月1日現在。

◎申出年月日 令和4年7月末日まで

特定（産業別）最低賃金の改正申出に係る必要書類等

1 申出形式

- ① 提出部数
必要数 2 部
- ② 様式
必要事項記載あれば任意

2 申出書記載事項

- ① 申出者について（労働組合・団体等の名称、代表者）
- ② 申出者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③ 当該産業別最低賃金の件名
- ④ 申出の内容
- ⑤ 申出の理由（公正競争ケースの場合は、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金を改正することが必要である理由）

3 添付書類

（1）労働協約ケース・公正競争ケース共通

- ① 申出を行う者が上記 2 ②の基幹的労働者又は使用者を代表する者であることを明らかにする書類

（2）労働協約ケースの場合

- ① 労働協約の写し
- ② 申出について当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があったことを証する書類
- ③ 当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ④ 当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考資料

（3）公正競争ケースの場合

- ① 当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上のものの合意によって行われる場合には、当該合意を確保するために必要な書類
- ② 賃金格差の存在の疎明資料

合意があったと認められるケースに応じた当該合意を確認するために必要な書類

合意があったと認められるケース	合意を行った労働者又は使用者の範囲	合意を確認するために必要な書類
労働協約	① 賃金の最低額の定めを含む労働協約（労働組合法第 14 条に規定する要件を満たしたものに限り。）が締結されている場合	左の労働協約の適用対象労働者又はその締結当事者となった使用者 ア 当該労働協約の写 イ 当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記入した書面
労使協定等	② 賃金の最低額の定めを含む労使間の協定、申合わせ等（書面をもって締結されたものであって①の労働協約を除く。）が締結されている場合	左の労使間の協定、申合わせ等の適用対象労働者又はその締結当事者となった使用者 ア 当該協定、申合わせ等の内容を表す書面 イ 当該協定、申合わせ等を行った当事者の名称、申合わせの対象となる者の範囲等当事者に関する事項を表す書面 ※ ただし、アの書面に、これらの事項が含まれている場合には要しない。 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記入した書面
協議組織	③ 労働者及び使用者それぞれを代表する者により構成される協議のための組織において、最低賃金を改正又は廃止することが必要であるとの合意がなされている場合	左の協議のための組織に係る労働者又は使用者（労働組合又は使用者団体により構成される場合はそれぞれの構成員） ア 当該協議組織における最低賃金を改正又は廃止することが必要である旨の合意を表す書面 イ 当該協議組織が労使の代表者から構成されている協議組織であることを表す書類（例えば、協議組織の設置運営の規約、協議組織の構成を表す書面等） ※ ただし、アの書面にこれらの事項が含まれている場合には要しない。 ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
機関決定	④ 労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正又は廃止することが必要であるとの機関決定が行われている場合	左の労働組合又は使用者団体の構成員 ア 当該機関決定の内容を表す書面 イ 当該機関決定を行った機関の構成員が明らかでない場合には、そのことを明らかとする書面（例えば、機関の設置運営の規約、機関の構成を表す書面等） ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

⑤ 最低賃金の改正又は廃止に関する申出について、書面をもって個々の労働者又は使用者の合意がなされている場合(上記④のケースのほか、企業における親睦会その他の従業員組織において、当該申出について合意する旨の決定が行われており、かつ、その合意をする労働者の代表者によりその内容が証明されている場合を含む。)

左の書面に係る労働者又は使用者

(1) 最低賃金の改正又は廃止に関する申出について、書面をもって個々の労働者又は使用者の合意がなされている場合

ア 合意した者の記名のほか所属事業場(企業)名、同所在地、主要製品名又は事業の内容等が記載されている合意書面

イ 合意した者が、当該企業の労働者又は使用者であることの疎明資料(例えば、アの書面において合意署名が事業場ごとにまとめられ、その文中において当該事業場の労働者である旨が、明示されており、かつ、合意者がそれぞれ記名している場合はこれに該当するものとみなす。)

ウ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域の同種の労働者の概数を記した書面

(2) 企業における親睦会その他従業員組織において、当該申出についての合意する旨の決定が行われている場合

ア 合意する旨の決定が行われていることを表す書面(ただし、合意する労働者を記入した書面であり、これら労働者の代表によりその内容が証明されている場合に限る。)

イ 当該合意を行った労働者の所属する従業員組織に関する事項を表す書類(例えば、会則、役員名簿等)

ウ 「労働者の代表」が当該企業の労働者であることの疎明資料(ア、イの書面等において、「労働者の代表」が当該企業の労働者であることが明らかになっている場合には、要しない。)

エ 従業員組織等の所属事業場(企業)名、同所在地、主要製品名又は事業の内容等が記載されている書面

オ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を示した書面

令和3年度 青森地方最低賃金審議会会議別開催状況

青森地方最低賃金審議会

回数	年月日	議 題	
		青森県最低賃金	青森県特定（産業別）最低賃金
第1回	令和3年 7月 2日	改正諮問	
第2回	令和3年 7月 27日	目安伝達	
第3回	令和3年 8月 10日	改正答申	必要性諮問
第4回	令和3年 8月 26日	異議申出諮問・答申	
第5回	令和3年 9月 15日		必要性答申 改正諮問
第6回	令和3年 10月 12日		改正答申
第7回	令和4年 3月 14日		令和4年度意向表明

青森県最低賃金専門部会

回数	年月日	審 議 内 容
第1回	令和3年 7月 21日	組織会 意見聴取
第2回	令和3年 8月 2日	金額審議
第3回	令和3年 8月 5日	金額審議
第4回	令和3年 8月 6日	金額審議
第5回	令和3年 8月 10日	金額審議 （結審）

産業別最低賃金検討小委員会

回数	年月日	産業名	審 議 内 容
第1回	令和3年 9月 2日	各種商品小売業 自動車小売業	意見聴取 必要性審議
第2回	令和3年 9月 15日	鉄鋼業 電気機械器具等製造業	意見聴取 必要性審議

産業別最低賃金専門部会

回数	年月日	産業名	審 議 内 容
第1回	令和3年 9月 27日	鉄鋼業	組織会 金額審議 （結審）
第1回	令和3年 9月 29日	電気機械器具等製造業	組織会 金額審議 （結審）
第1回	令和3年 10月 4日	各種商品小売業	組織会 金額審議 （結審）
第1回	令和3年 10月 5日	自動車小売業	組織会 金額審議 （結審）

令和3年度 青森県における最低賃金額 諮問、答申及び発効の状況

状況	最賃名	青森県最低賃金	青森県特定（産業別）最低賃金
意向表明		—	2月15日
申出		—	7月16日
改正決定の必要性の有無	諮問	—	8月10日
	答申	—	9月15日
諮問		7月 2日	9月15日
専門部会委員任命		7月 16日	9月22日
答申		8月 10日	10月12日
官報公示		9月 6日	11月11日
発効		10月 6日	12月21日
備考		法定発効	指定発効

最低賃金決定額の年度別推移(青森県)

年度	青森県最低賃金			鉄鋼業			電気機械器具等製造業			各種商品小売業			自動車小売業		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成22	645	12	1.90	767	13	1.72	702	9	1.30	695	7	1.02	733	8	1.10
23	647	2	0.31	770	3	0.39	705	3	0.43	698	3	0.43	736	3	0.41
24	654	7	1.08	777	7	0.91	712	7	0.99	705	7	1.00	743	7	0.95
25	665	11	1.68	787	10	1.29	721	9	1.26	714	9	1.28	753	10	1.35
26	679	14	2.11	800	13	1.65	735	14	1.94	727	13	1.82	766	13	1.73
27	695	16	2.36	816	16	2.00	750	15	2.04	743	16	2.20	782	16	2.09
28	716	21	3.02	835	19	2.33	765	15	2.00	758	15	2.02	798	16	2.05
29	738	22	3.07	855	20	2.40	785	20	2.61	777	19	2.51	817	19	2.38
30	762	24	3.25	877	22	2.57	806	21	2.68	798	21	2.70	838	21	2.57
令和元	790	28	3.67	900	23	2.62	829	23	2.85	821	23	2.88	861	23	2.74
2	793	3	0.38	903	3	0.33	833	4	0.48	825	4	0.49	864	3	0.35
3	822	29	3.66	929	26	2.88	859	26	3.12	852	27	3.27	890	26	3.01

最低賃金決定額の年度別推移 (鉄鋼業)

平成 年度	青森県			岩手県 ※			宮城県		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
22	767	13	1.72	717	13	1.85	780	9	1.17
23	770	3	0.39	720	3	0.42	781	1	0.13
24	777	7	0.91	728	8	1.11	788	7	0.90
25	787	10	1.29	740	12	1.65	798	10	1.27
26	800	13	1.65	755	15	2.03	811	13	1.63
27	816	16	2.00	772	17	2.25	827	16	1.97
28	835	19	2.33	790	18	2.33	847	20	2.42
29	855	20	2.40	809	19	2.41	872	25	2.95
30	877	22	2.57	829	20	2.47	898	26	2.98
令和 元	900	23	2.62	850	21	2.53	923	25	2.78
2	903	3	0.33	852	2	0.24	925	2	0.22
3	929	26	2.88	878	26	3.05	953	28	3.03

※ 岩手県は鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

最低賃金決定額の年度別推移 (電気機械器具等製造業)

	青森県			岩手県			秋田県			宮城県			山形県			福島県		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 年度																		
22	702	9	1.30	701	13	1.89	705	5	0.71	743	5	0.68	723	8	1.12	723	10	1.40
23	705	3	0.43	703	2	0.29	709	4	0.57	744	1	0.13	726	3	0.41	724	1	0.14
24	712	7	0.99	709	6	0.85	715	6	0.85	749	5	0.67	731	5	0.69	730	6	0.83
25	721	9	1.26	718	9	1.27	725	10	1.40	757	8	1.07	740	9	1.23	741	11	1.51
26	735	14	1.94	728	10	1.39	738	13	1.79	769	12	1.59	753	13	1.76	753	12	1.62
27	750	15	2.04	740	12	1.65	751	13	1.76	783	14	1.82	767	14	1.86	767	14	1.86
28	765	15	2.00	756	16	2.16	766	15	2.00	798	15	1.92	782	15	1.96	782	15	1.96
29	785	20	2.61	775	19	2.51	786	20	2.61	819	21	2.63	800	18	2.30	798	16	2.05
30	806	21	2.68	796	21	2.71	808	22	2.80	841	22	2.69	821	21	2.63	815	17	2.13
令和 元	829	23	2.85	818	22	2.76	833	25	3.09	862	21	2.50	843	22	2.68	833	18	2.21
2	833	4	0.48	820	2	0.24	836	3	0.36	864	2	0.23	846	3	0.36	834	1	0.12
3	859	26	3.12	847	27	3.29	861	25	2.99	890	26	3.01	872	26	3.07	856	22	2.64

最低賃金決定額の年度別推移 (自動車小売業)

	青森県			岩手県			秋田県			宮城県			福島県		
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 年度															
22	733	8	1.10	726	13	1.82	725	8	1.12	746	6	0.81	753	12	1.62
23	736	3	0.41	729	3	0.41	728	3	0.41	747	1	0.13	754	1	0.13
24	743	7	0.95	739	10	1.37	738	10	1.37	754	7	0.94	761	7	0.93
25	753	10	1.35	751	12	1.62	750	12	1.63	763	9	1.19	772	11	1.45
26	766	13	1.73	765	14	1.86	765	15	2.00	778	15	1.97	785	13	1.68
27	782	16	2.09	781	16	2.09	781	16	2.09	795	17	2.19	800	15	1.91
28	798	16	2.05	800	19	2.43	794	13	1.66	815	20	2.52	815	15	1.88
29	817	19	2.38	819	19	2.37	814	20	2.52	840	25	3.07	831	16	1.96
30	838	21	2.57	838	19	2.32	838	24	2.95	865	25	2.98	848	17	2.05
令和 元	861	23	2.74	861	23	2.74	861	23	2.74	890	25	2.89	867	19	2.24
2	864	3	0.35	863	2	0.23	864	3	0.35	891	1	0.11	868	1	0.12
3	890	26	3.01	879	16	1.85	869	5	0.58	918	27	3.03	894	26	3.00

青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率と監督指導結果の状況

青森労働局賃金室

Ⅰ 青森県最低賃金額、未満率及び影響率の推移

年度	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
改正前最低賃金額 (円)	647	654	665	679	695	716	738	762	790	793
未満率 (%)	1.3	1.6	1.7	2.1	1.3	0.7	0.7	1.3	2.3	1.9
改正後最低賃金額 (円)	654	665	679	695	716	738	762	790	793	822
影響率 (%)	10.5	10.6	11.4	10.4	15.8	13.1	21.6	14.2	11.5	21.6
引上額 (円)	7	11	14	16	21	22	24	28	3	29
引上率 (%)	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66

資料出所：青森労働局「最低賃金に関する基礎調査」

(注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。

2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。

Ⅱ 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

年度	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
監督実施事業場数	311	317	251	252	320	261	259	226	198	189
最低賃金法第4条違反事業場数	18	18	30	24	35	26	46	33	19	15
違反率 (%)	5.79	5.68	11.95	9.52	10.94	9.96	17.76	14.60	9.60	7.94

(注) 令和3年度の数値は、令和4年2月28日時点のもの。

令和3年度最低賃金改正に係る周知広報の実施状況

1 広報（報道機関への発表：県庁記者クラブ）

県庁記者クラブにおいて、次の記事投げ込みを行った。

- (1) 青森県最低賃金の改正諮問について
令和3年6月28日
- (2) 青森県最低賃金の改正答申予定について
令和3年8月5日
- (3) 青森県最低賃金の改正答申について
令和3年8月10日
- (4) 青森県最低賃金の改正について（公示）
令和3年9月6日
- (5) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正答申予定について
令和3年10月8日
- (6) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正答申について
令和3年10月12日
- (7) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（公示）
令和3年11月11日

2 周知広報の状況

最低賃金改正（官報掲載）に合わせ、各種機関・団体等に対し、文書及びリーフレット等の送付により、周知広報依頼を行った。特に、各市町村（計40）については、広報誌等（ホームページ含む、以下同じ。）への掲載方を依頼した。

(1) 青森県最低賃金改正に係る周知広報依頼

①依頼数

687件

②主な依頼先

国の出先機関、青森県（県庁、各地域県民局）、市町村、労働基準協会等、労働保険事務組合、社会保険労務士会、商工会議所・商工会、使用者団体、労働団体、大学、高校など。

③ポスター掲示依頼先（②以外）

主要観光案内所、観光施設、陸海空交通拠点、図書館、大規模小売店舗、道の駅、主要病院など。

なお、JR等の駅貼りポスターについては、別途、厚生労働省から依頼した。

④広報誌等に掲載された市町村の数

40件（全市町村）

(2) 青森県特定（産業別）最低賃金改正に係る周知広報依頼

①依頼件数

627件

②主な依頼先

国の出先機関、青森県、市町村、労働基準協会等、労働保険事務組合、社会保険労務士会、商工会議所・商工会、使用者団体、労働団体、派遣元・職業紹介事業所など。

③広報誌等に掲載された市町村の数

19件

3 青森労働局ホームページにおける周知

青森労働局ホームページにおいて、青森県最低賃金及び青森県特定（産業別）最低賃金の改正に係る記事を掲載した。

なお、青森労働局ホームページのトップページにおいて、青森県最低賃金の金額及びバナーを表示（青森県最低賃金及び青森県特定（産業別）最低賃金改正記事へリンク）している。

令和3年10月から令和4年2月までの青森県最低賃金改正記事へのアクセス数、1,866件